

# 富山県岩瀬スポーツ公園維持管理業務基準書

## I. 運営管理との調整

維持管理作業は、事前に施設利用予定等、運営管理事項との調整を図りながら行うこと。

## II. 作業の必要量など

定期的作業毎の施工場所・施工回数は別添「富山県岩瀬スポーツ公園維持管理作業基準書」及び図面によること。なお、「富山県岩瀬スポーツ公園維持管理作業基準書」及び図面は、募集に際して必要とされる作業などの標準を示したものである。公園の設置目的若しくは公園の置かれた社会的環境に鑑み、その状況に応じ適切な作業回数を確保するほか、施工場所・施工回数の規定のない作業については、指定管理者が適宜判断して行うこと。

## III. 業務毎の基準

### 1. 植物管理

作業は、対象植物の成育状況に鑑み、各作業を適切な時期に行うことを原則とする。特にサッカー・ラグビー場の芝生については、関係団体の競技スケジュール等を確認しながら、競技に支障が出ないように適切に管理すること。なお、作業にあたっては来園者の安全に十分留意すること。

#### (1) 芝生管理

##### ① 芝刈り

芝生地それぞれの位置づけ、景観上・公園利用上の状況を勘案し、芝刈りによる育成管理効果において適切な回数を実施すること。

##### ② 施肥

適正な育成管理上、利用状況及び上記芝刈り回数に応じて適切な回数を実施すること。

##### ③ 目土散布

適正な育成管理上、利用状況及び上記芝刈り回数に応じて適切な回数を実施すること。

##### ④ 病害・害虫対策（薬剤散布）

有料公園施設等競技を行うような広場においては、病害や害虫被害によるシバの劣化による不快感を発生させないこと。

⑤ 更新作業（エアレーション、サッチング）

有料公園施設等競技を行うような広場においては、利用状況及び上記芝刈り回数に応じて適切な回数を実施すること。

⑥ 除草

有料公園施設等競技を行うような広場においては、シーズンを通して、雑草が見えない状態とする。その他の広場等においては、芝刈り作業と並行して、発生した雑草の徒長が認識されないレベルを確保すること。

⑦ 散水

渇水時にシバの萎凋現象を発生させないよう適時散水を行うこと。

(2) 草花管理

① 花壇など

来園者に美しい園内景観を提供するため、苗床整備、花苗の植え替え、花柄摘み、施肥、散水、除草など必要な作業を行うこと。

(3) 樹木管理

① 剪定・枝下ろし・刈り込み

適正な育成管理、病害の発生予防、樹形景観の保全などを考慮するほか、植栽樹木の特性に応じて行うこと。

松等の修景木やその他剪定枝下ろしが必要な高木については、適宜剪定を実施すること。

また、来園者に快適な歩行空間を提供するため、園路周囲から園路へ張り出してくる樹木を適宜除伐すること。

② 施肥

樹木の生育管理上、必要な施肥を適切に行うこと。

③ 病害・害虫防除（薬剤散布）

植物の生育阻害並びに景観阻害、来園者の不快感や毒棘による被害等を予防するため、防除を行うこと。被害が発生した場合、病害や害虫発生部位の切除による除去を基本とする。

また、被害木の倒伏により園路あるいは公園外周道路の通行に支障をきたす危険性が生じた場合は、県へ報告後、除伐並びに適切な処分を行うこと。

特にマツクイムシなどの被害にも留意すること。

④ 雪囲い

降雪による樹形の乱れや幹・枝の損傷を軽減するために、雪囲いを行うこと。

⑤ 散水

水分不足による育成不良、期外の落葉などを発生しないよう適時散水を行うこと。

⑥ 除草

樹木の良好な育成のために次の業務を行うこと。

- ・ 植栽地については、周辺の除草を行うこと。
- ・ 芝生地にある樹木については、周辺の除草、徒長シバの除去等を行うこと。
- ・ 樹高の低い植栽については、植え込みの地際の除草を行い、雑草を繁茂させないこと。

(4) 草地管理

園内景観の保全、法面の保護、側溝管理などの観点から、草刈りを行うこと。

(5) 枯損木管理

園路上の枝からの枯れ枝落下による事故、倒木による事故等の防止、景観の保全等の観点から、枯損木を適切に処分すること。

(6) 植物残渣管理

植物維持管理作業で発生した剪定枝や刈り草などについては、原則、緑のリサイクルなどによる再生・再利用を行わなければならない。ただし、やむを得ず処分する場合は、適切な施設において処分すること。

2. 施設・施設設備管理

来園者に、常に安全で快適な利用の提供ができるよう、次の業務を行うこと。

(1) 園内巡回

供用日において、園内を巡回し、公園施設及び施設設備が来園者の利用に支障を来すことがないよう点検を行うこと。

(2) 建物管理

建物については、その使用用途に合わせ適切に維持管理を行うこと。

建築基準法第12条第1項に規定する特定建築物については、同条第2項の規定に基づき、3年に1回以上有資格者による定期点検を行うこと。

また、同条第3項に規定する特定建築設備等については、同上第4項の規定に基づき、1年に1回以上有資格者による点検を行うこと。

### (3) 工作物管理

#### ① 遊具点検・保守業務

遊具については、点検表を作成し、専門技術者が行う定期点検を年1回以上、日常点検を月1回以上（動的機能を持ったものは、より高い頻度で）それぞれ実施し、必要に応じ精密点検、保守を行うこと。

#### ② スポーツ施設整備保守業務

- ・ 砂入り人工芝のテニスコート面の砂が少なくなった場合は、適宜、補充すること。
- ・ グラウンド・コート面は、鳥類の糞、砂や雑草等を除去し、利用者が常に安全・快適に利用できるよう維持すること。

#### ③ その他の工作物

排水工作物、看板類、柵類、ベンチ類、階段類等の保守・点検を行うこと。

### (4) 施設設備管理

電気保安規程をはじめ関係法令を遵守し、下記設備について、運転・監視、保守・点検の業務を行うこと。

また、常に諸設備が円滑に使用できるよう最善の努力を払うとともに、故障を未然に防止し、施設の用途及び季節・気温の変化等を勘案しながら、経済運転でかつ快適となるよう適正に管理を行うこと。

なお、イベント開催時には、音響、照明等の準備片付け、仮設電源・配管等について協力すること。

- ① 電気設備
- ② 時計設備
- ③ 通話設備
- ④ 空調設備
- ⑤ 給水設備
- ⑥ 排水設備
- ⑦ 融雪池設備
- ⑧ ガス設備
- ⑨ 消防設備
- ⑩ 避雷設備
- ⑪ 電話設備
- ⑫ 放送設備
- ⑬ 消雪設備

#### (5) 駐車場の運用

駐車場が混雑する大きな大会等の開催時は、路上駐車などにより近隣住民の迷惑とならないよう、大会主催者と協力しながら適切な駐車場管理に努めること。

### 3. 清掃管理

日常清掃は、公園の良好な衛生環境を保持するために、適時適切に行うこと。

定期清掃は、施設使用に支障のないよう実施することを原則とする。また、車両や機械類を使用する場合は、来園者・作業者の安全に十分に留意すること。

#### (1) 日常清掃

- ・ 建物・便所・休憩所等について、掃き、拭き掃除等を行うこと。
- ・ 芝生地、広場並びに園路のゴミ拾いを行うこと。
- ・ 落ち葉収集を行うこと。
- ・ 来園者に不快感を与えないようなゴミ・異物などの除去を行うこと。
- ・ ベンチ・柵類その他の工作物の清掃を行うこと。

#### (2) 定期清掃

- ・ 舗装された広場等を高圧洗浄機等で洗浄すること。
- ・ パークセンター等のガラスを清掃し、床にワックス清掃を行うこと。
- ・ スポーツドームの周りの池を清掃すること。
- ・ 側溝、集水桝の清掃を行うこと。

#### (3) ゴミ処分管理

次の事項において行うこと。

- ・ 収集したゴミの集積・保管
- ・ 不燃・可燃、その他粗大ゴミなどの分類
- ・ 圏外の専用施設における適正な処分

### 4. 除雪作業

冬季の積雪時においても、園内施設の利用が見込まれる場合には、利用者に不便がないよう園路等の除雪を適宜行うこと。

富山県岩瀬スポーツ公園維持管理作業基準書

業務名	業務内容及び特記事項	標準業務量（回数・箇所数等）		
		施工頻度	対象数量	単位
1 植物管理				
(1) 芝生管理				
① 芝刈り	乗用リールモア、手押しロータリーモア、肩掛け式草刈り機		99,000	m <sup>2</sup>
サッカー・ラグビー場		6回/年	18,100	m <sup>2</sup> /回
児童遊園・芝生広場、健康広場、ソフトボール広場、疎林の広場		5回/年	50,900	m <sup>2</sup> /回
園路他不定形部		4回/年	30,000	m <sup>2</sup> /回
② 施肥	背負い式散粒機、抱え込み式散粒機		99,000	m <sup>2</sup>
園路他不定形部以外		1回/年	69,000	m <sup>2</sup> /回
園路他不定形部		1回/年	30,000	m <sup>2</sup> /回
③ 目土散布	目土散布機、人力散布			
(サッカー・ラグビー場（広場含む）及びソフトボール場)		1回/2年	45,100	m <sup>2</sup> /回
④ 薬剤散布				
土壌処理剤（発芽抑制剤）	乗用動力噴霧器、可搬式動力噴霧器			
必要に応じた区域		2回/年	99,000	m <sup>2</sup> /回
茎葉処理剤（枯殺剤）	可搬式動力噴霧器、背負い式動力噴霧器			
芝生全域		2回/年	99,000	m <sup>2</sup> /回
殺菌剤	乗用動力噴霧器、可搬式動力噴霧器			
必要に応じた区域（不定形部分を除く）		2回/年	45,100	m <sup>2</sup> /回
殺虫剤	乗用動力噴霧器、可搬式動力噴霧器			
必要に応じた区域（サッカー・ラグビー場（広場含む）及びソフトボール場）		適宜		
ミミズ駆除剤				
必要に応じた区域		1回/年	69,000	m <sup>2</sup> /回
⑤ エアレーション及びサッチング				
(サッカー・ラグビー場など)		1回/年	69,000	m <sup>2</sup> /回
⑥ 除草、散水、補植				
必要に応じた区域		適宜		
(2) 草花管理				
① 植栽、除草、施肥、散水				
花壇、フラワーポット	植え替え	2回/年	120	ポット/回
(3) 樹木管理				
① 剪定・枝下ろし、刈り込み	高所作業車、脚立、ヘッジトリマー			
高木				
修景木				適宜
その他				適宜
低木		1回/年	12,030	m <sup>2</sup> /回
② 施肥	人力			
高木・低木				適宜
③ 薬剤散布	可搬式動力噴霧器			
殺虫剤				適宜
④ 雪囲い	棚囲い、竹はさみ（低木）	1回/年	1,265	m
	芯木吊、竹立て絞（中木）	1回/年	255	本
⑤ 散水、除草、補植				適宜
(4) 草地管理				
① 除草	人力			適宜
(5) 枯損木管理				適宜
(6) 植物残渣管理				適宜
2. 施設管理				
(1) 園内巡回		有料公園施設の供用日		
(2) 建物管理				適宜

富山県岩瀬スポーツ公園維持管理作業基準書

業務名	業務内容及び特記事項	標準業務量（回数・箇所数等）		
		施工頻度	対象数量	単位
(3) 工作物管理		適宜		
①遊具点検保守		定期点検（1回以上/年） （必要に応じ精密検査を実施） 日常点検（1回以上/月） 目視点検（1回/日）全遊具		
②スポーツ施設整備保守	別紙参照			
③その他工作物	排水工作物、看板類、ベンチなど	適宜		
3. 施設設備管理				
(1) 受電施設電気設備管理	高圧電気および低圧電気			
①定期点検		1回/月		
②精密点検		1回/年		
③臨時点検		適宜		
(2) 時計設備管理		適宜		
(3) 通話設備管理	電話2回線	適宜		
(4) 空調設備管理	16基	適宜		
(5) 給水設備管理	井戸水（消雪設備等に使用）揚水機 80mm、660L/min、15kw	適宜		
(6) 排水設備管理				
宅内配管管理		適宜		
貯留槽定期点検	ポンプ点検、スクリーン清掃など	1回/月		
(7) 融雪池設備管理		適宜		
(8) ガス設備管理	プロパンガス管径30mm、都市ガス管径60mm	適宜		
(9) 消防設備管理		適宜		
(10) 避雷設備管理		適宜		
(11) 放送設備管理	パークセンター、サッカー・ラグビー場、テニスコート、ソフトボール広場、健康スポーツドーム	適宜		
(12) 消雪設備管理	無散水消雪設備延長150m、散水消雪設備延長180m	適宜		
4. 清掃管理				
(1) 日常清掃				
①園内巡回清掃	ベンチ・柵類その他の工作物含む	夏期(4～11月)3日/週、冬期(12～3月)2日/週(各施設毎)		
②建物清掃	常駐建物、便所等	夏期(4～11月)3日/週、冬期(12～3月)2日/週(各施設毎)		
(2) 定期清掃				
①建物清掃				
窓ガラス清掃	パークセンター、スポーツドーム（2回/年） テニスコート管理棟（1回/年）			
床ワックス清掃	パークセンター（2回/年）、 テニスコート管理棟（1回/年）			
②工作物清掃				
池清掃	スポーツドーム融雪池	1回/年		2,500㎡/回
側溝・集水桝清掃		1回/年		
(3) ゴミ運搬・処分				
①ゴミ収集・集積	可燃物・不燃物	夏期(4～11月)3日/週、冬期(12～3月)2日/週(各施設毎)		
②運搬・処分	可燃物・不燃物	40回/年程度		
5. 除雪作業				
(1) 園路等の除雪		適宜		
6. その他				
(1) パンフレット・チラシ作成				
パンフレット		適宜		

岩瀬スポーツ公園 スポーツ施設整備保守 作業内訳書

施設名	作業内容	施工頻度	対象数量	単位	摘要
岩瀬サッカーラグビー場	デポット補修	4回/月(4月～10月)			グラウンド状態により実施
岩瀬補助競技場	グラウンド整備 (コートローラー)	利用日ごと	13,200	m <sup>2</sup>	
	表面処理剤散布	1回/年(4月)	13,200	m <sup>2</sup>	
	泥上げ	2回/年(5月、10月)			グラウンド外周の側溝の砂上げ
	照明灯点灯点検	3回/年			
岩瀬ソフトボール広場	グラウンド整備 (コートローラー)	利用日ごと	5,200	m <sup>2</sup>	
	表面処理剤散布	1回/年(4月)	5,200	m <sup>2</sup>	
	除草剤散布	3回/年(4月、7月、9月)			グラウンド内の芝生ランナー及び雑草に散布
	不陸整備	4回/月(4月～10月)、 3回/月(3月、11月)			マウンド、塁ベース周り
岩瀬テニスコート (砂入り人工芝)	砂入人工芝整備	5回/年(3月、5月、6月、 7月、9月)			
	砂補充	2回/年(3月、9月)			
健康スポーツドーム	砂入人工芝整備	2回/年(3月、9月)			
	砂補充	1回/年(3月)			
	屋根点検	定期点検2回/年(降雪時期前後) 日常点検 適宜(大雪注意 報発令時、解除時)			